

認定職業訓練実施付加奨励金支給申請のご案内

認定職業訓練実施付加奨励金（以下、付加奨励金という。）の支給申請につきまして、下記のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1 支給申請期限

訓練終了日の翌日から 4 か月以内

2 支給要件

訓練修了者等の就職率が 35%以上であること。

※特例措置によって率が変わる場合もあります

◆就職率の算定式

$$\frac{\text{訓練修了者のうち就職した者（※）} + \text{就職を理由とした中途退校者}}{\text{訓練修了者} + \text{就職を理由とした中途退校者}}$$

(※ 1) 訓練終了日において 65 歳以上の者の数は分母及び分子から除いて算出します。

(※ 2) 分子での「就職」した者とは、訓練終了日の翌日から起算して 3 か月以内に、下記①②のいずれかを満たす者とされております。

- ①雇用保険の一般被保険者（雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者（同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び第 43 項第 1 項に規定する 日雇労働被保険者を除く。）以下同じ。）となった者

②雇用保険法第 5 条第 1 項の適用事業の事業主となった者

(※ 3) 就職した者の雇用保険加入状況について、労働局が雇用保険システムから加入状況を確認し、①②の要件を満たした者のみを「就職」としてカウントし就職率を算定することになります。（その結果、訓練実施機関が考えていた就職率と、労働局が確認した就職率が異なることがあります。）

(※ 4) 就職率の確認日

訓練終了日の翌日から起算して「6 か月を経過する日」時点の雇用保険加入状況により 算定いたします。

3 提出書類

- ・「付加奨励金支給申請時チェックリスト」により確認のうえ、最新のチェックリストを申請書の一番上に添えてご提出ください。

- ・支給申請の詳細については、事務担当者説明会で配布している『認定職業訓練実施奨励金申請の手引き』をご確認ください。

4 留意事項

- ★支給申請書提出後に訓練終了日の翌日から3か月以内に就職した修了生等から就職状況報告書が追加回収でき、修正を希望する場合は申請期限内であれば修正が可能です。
- ★就職した修了生から雇用保険加入についての相談があった場合は、ハローワークの雇用保険適用課へ相談することをご案内いただきますようお願いいたします。

5 申請書提出先

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階
東京労働局 職業安定部 訓練課 訓練第二係

- ★持参による申請は、予約制にしておりますので、お電話（03-6684-1701）でご予約のうえお越しください。
※申請書類に記載不備等があった場合は、その場で修正していただくことがありますので、ご担当者様の印鑑をお持ちください。
- ★郵送による申請は、期限までに労働局に到着するよう余裕をもって送付してください。また、個人情報保護や郵便事故対応の観点から、「簡易書留」や「レターパックプラス」等、配達を確認できる方法での送付をお願いします。
- ★メールによる申請を希望される場合は、申請方法を案内いたしますので、お電話（03-6684-1701）でご連絡ください。
なお、期限までにメールが到着している必要があります。

申請様式・申請時チェックリストはこちらからダウンロードしてご使用ください。

【東京労働局ハロートレーニングホームページ】

トップページ「訓練実施機関のみなさまへ」のバナーをクリック
→「訓練実施機関のみなさまへ」

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/newpage_00201.html

